

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

タイプ・スペシメンの保存活用について（勧告）

タイプ・スペシメンは生物の種類の基準になるもので、学術上度量衡の原器に準ずる重要性があり、その確実な保存は、わが国学界の国際的責任であるのに、現在、はなはだ不満足な状態にあります。

ここに4月28日本会議第10回総会の議決に基き、政府において、これに対する適当な施策を速かに講ぜられるよう要望します。

(Ⅱ)

文部省大学・術局長 あて

庶発第236号2 昭和26年5月2日

学術資料委・委員長

タイプ・スペシメンの保存適用について

標記のことについて、本委員会の提案が4月28日の日本学術会議第10回総会で可決され、既に別紙写のとおり政府に対し勧告が行われておりますが、このことに対する本委員会の意見は下記のとおりであります。政府におけるこのことの直接関係部局である貴局の参考に資せられるよう希望いたします。

記

生物のタイプ・スペシメン（化石を含む）のわが国にあるものに対しては従来一貫した保存整備方針が講ぜられていなかつた。故にその破損数逸を防ぎ活用を円滑にするためには、タイプ・スペシメンについて次のことが緊要である。

- a) 調査（種類、著者名、発表個数、産地、個数、保存状況、所在、所有者又は管理者、関係文献等）
目録の作成頒布、年報の刊行、写真及び模型の製作
- b) 収蔵施設の整備、寄託保護等保存上の勧告
- c) 国内及び外国との交換あつせん

然るに関係学界が進んでこれらのことに着手し難い現状であるから、タイプ・スペシメン保存事業の基礎を確立するために、政府がこれに必要な経費を支出し、上記事項について速かに適当な措置を講ぜられたい。

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山 直人

フルブライト法に基く学者、学生の交換の速かな実施について（申入）

アメリカ合衆国では、フルブライト法により、各国に与えた不用軍需品の売払金額140ミリオンドルに相当する金額を基として、20ケ年に亘り、外国と大学教授、学者、学生を交換することが可能になり、既に10数ヶ国がこれを行つています。

本会議は、4月28日本会議第10回総会の議決に基き、わが国においても、速かにこのことが行

われるよう、政府において積極的な措置を講ぜられることを要望します。

2 - 8

庶発第 252 号 昭和 26 年 5 月 4 日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

日本学術会議会長 亀 山 直 人

日本学術振興会について（申入）

本会議は、財団法人日本学術振興会を改組、強化の上存置し、わが国における科学の振興、普及、連絡等の実行機関たらしめることが必要であると認め、同会に対し、改組、強化に努力するよう申し入れることにいたしました。しかし、現下の経済情勢のもとでは、このために政府の助成が必要でありますので、政府においても適当な方途を講ぜられるよう 4 月 28 日本会議第 10 回総会の議を経てここに希望します。

なお、本会議と日本学術振興会との関係については下記により御了知願います。

記

1. 日本学術振興会については、学術体制刷新委員会において、学術体制の一環として検討され、その結果これを学術会議の外廓団体として存続させ、これに適当な事業を行わせることが構想されていた。そして、本会議第 1 回総会の席上兼重委員長から、「学術振興会の将来のあり方及び学術振興会に設けられていた各種の委員会の処置について検討の上適当な措置を講ぜられたい」旨申入れがあつた。
2. 第 1 期学術会議では、このことについて十分審議する余裕がなく問題の起るたびに暫定的な処置を請じていた。
3. 学術振興会に設けられていた各種の委員会については学術研究会議の特別委員会とともに第 3 回総会で、研究費配分委員会の提案が可決され、次のとおり決定した。

「a. 既成事実として特別扱いをすることはしないで、他の総合的共同研究組織と同じレベルに置いて重要度の査定を行い存置すべきものは、科学研究費を査定して存置する。

b. 総合的共同研究組織の経理を日本学術会議自身で行うことは原則として認めない。その代りに学術振興会に委嘱することを認める。」

これにより、総合研究委員会のうちのいくつかは、その経理、事務等を学術振興会に委嘱している。

4. 民間研究機関査定委員会は昭和 24 年度に民間研究機関事業補助金交付送定基準を定め、これについて民間研究機関の認定を行つた際に学術振興会を研究機関としては認定しなかつた。

しかし、第 1 委員会（現在の研究費予算委員会の前身）からの申出があり、「研究機関ではないが研究促進機関として、その将来の自主自立的な発展を期待」し、例外的に補助金の交付を承認した。（同年度の補助金額 386 万円）

5. 昭和 25 年度の文部省科学研究費等の配分について第 5 回総会で審議した際に、研究費配分委員会の提案に基き、「民間研究機関事業補助金から必要に応じて学術振興会は補助することがあり得る」ことが了解事項として承認された。
6. 民間研究機関査定委員会は、昭和 25 年度の民間研究機関事業補助金の交付対照について審議し